

介護保険法の一部改正に伴う地域包括支援センターの体制整備等について

1 改正の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の複雑化・複
合化したニーズへの対応や認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実な
ど、市民からの期待や業務は増大したものとなっている。
このため、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制を整備するた
めに、令和 6 年 4 月 1 日に介護保険法の一部が改正された。

2 改正の概要

- (1) 指定介護予防支援事業者の対象拡大
要支援者が行う介護予防支援について、センターに加えて、居宅介護支援事業
所も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケ
アマネ事業所は、市町村やセンターとも連携を図りながら実施することとする。
- (2) 総合相談支援事業の一部委託
センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に
委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所等は市町村等
が示す方針に従って、業務を実施することとする。

3 改正に伴う本市の対応

- (1) 指定介護予防支援事業者の対象拡大
- 指定介護予防支援事業所の指定申請の受付開始
受付期間：令和 6 年 6 月 3 日～28 日（第 2 回は令和 6 年度 12 月頃予定）
→清須市介護保険地域密着型サービス等運営委員会にて審議 (R6. 7. 17 実施)
- (2) 総合相談支援事業の一部委託

「介護保険制度の見直しに関する意見」（R4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）

総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の
観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターと
しての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う
根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との
一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

地域包括支援センターの事業内容

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・介護予防ケアマネジメント
（第 1 号介護予防支援事業）

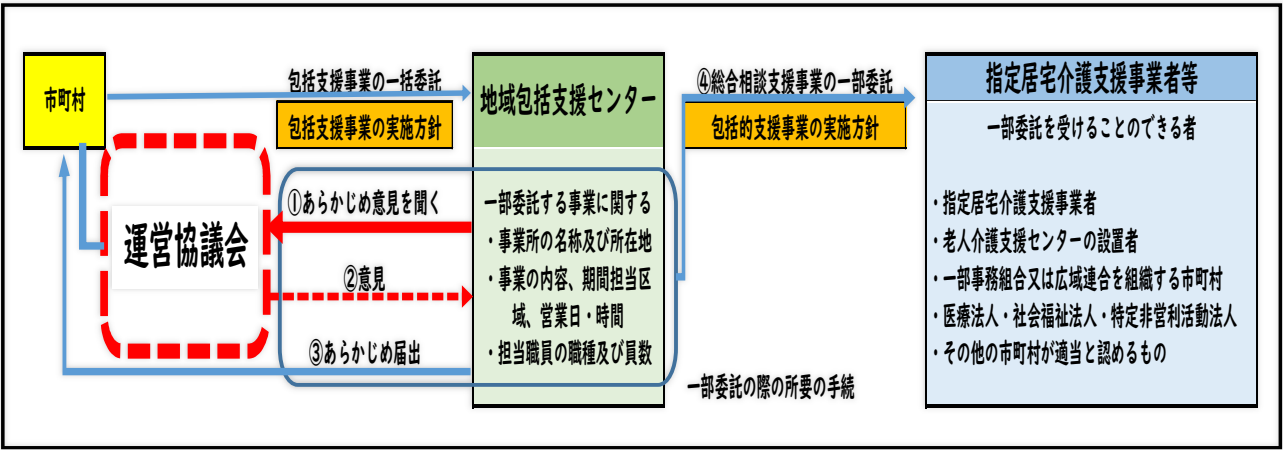
総合相談支援業務とは

高齢者の心身の状況や生活の実態、
必要な支援等を幅広く把握し、相談
を受け、地域における適切な保険・医
療・福祉サービス、機関又は制度につ
なげる等、高齢者の福祉増進を図る
ための総合的な支援を行う事業

総合相談支援事業の一部委託を実施する場合

- ① 一部委託を受けることができる者について、指定居宅介護支援事業者のほか、
老人介護支援センターの設置者などを定める。【委託先の検討】
- ② 委託型センターが一部委託を行う際には、あらかじめ地域包括支援センター運営
協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
→地域包括支援センター運営協議会にて審議します。
- ③ 一部委託を受けた者は市が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施
することとなる。

地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託する場合



社会保障審議会・介護保険部会（第 109 回）令和 5 年 12 月 7 日改正介護保険の施行等について（報告）抜粋

4 今後の方針

本市では、総合相談支援事業の一部委託の実施について、委託による効果や課題を
調査研究し、センターの円滑な運営や課題解消に繋がる場合には委託先の清須市社
会福祉協議会との協議・検討を進めていく。